

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）では、法令上、書面等によることが定められている手続について、オンライン等による実施を可能とした上で、その細則については各行政機関の主務省令で定めることとされている。
- 令和 3 年改正個人情報保護法により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）が個人情報保護法に統合されることに伴い、デジタル手続法の施行に関する個人情報保護委員会規則を改正するもの。

①改正内容

- デジタル手続法では、法令に基づき書面等により行う縦覧又は閲覧（申請等に基づくものを除く。）について、主務省令で定めるところにより、電磁的記録により行うことができることとされている（デジタル手続法第 8 条第 1 項）。
- また、令和 3 年改正個人情報保護法及び同法施行令において、行政機関の長等は、個人情報ファイル簿を当該行政機関等の事務所に据え置き一般の閲覧に供することとされている（個人情報保護法第 75 条第 1 項及び施行令第 20 条第 5 項）。
- ⇒ 当該閲覧について、電磁的記録により行うことができるよう、主務省令（個人情報保護委員会規則）に規定を整備する。
具体的には、以下の方法により閲覧を行うことができることとする（行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法に基づく現行の運用を踏襲）。
- ① インターネットを利用する方法
- ② 行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法
- ③ 電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法

②施行日（今後の予定）

- 令和 4 年 4 月 1 日（デジタル社会形成整備法※第 50 条の規定（国・独立行政法人等に係る個人情報保護法の改正）の施行の日）

※デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律

- 行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号（軽微な変更）に該当するため、意見公募手続は行わない。